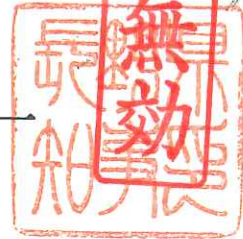


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
氏名 株式会社赤碕トランスネット
代表取締役 岡崎 博紀

複写



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守一

許可の年月日 令和5年6月19日

許可の有効年月日 令和10年6月18日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	○	—	—	—
廃油	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	—	○	—	—	—
紙くず	—	—	—	—	—
木くず	—	—	—	—	—
繊維くず	—	—	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	—	—	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	—	—
鋳さい	—	—	—	—	—
がれき類	—	○	—	—	—
ばいじん	—	—	—	—	—

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
・平成25年6月19日 新規許可
・令和5年6月19日 更新許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無 有 ・ (無)
市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)